相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県佐用郡佐用町上本郷一二九番地、最後の住所川崎市多摩区宿河原七丁目一〇番六号高橋建工内　被相続人　亡　坂口　泰廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　畑　裕士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市金沢区八景島無番地、最後の住所横浜市金沢区堀口五番一―七〇四号

被相続人　亡　松本　泰英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

横浜市港南区上大岡西一丁目一七番二六号　ＫＴＭビル三〇四

相続財産管理人　司法書士　小関　史郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市木曽西四丁目二〇二三番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区寸沢嵐三九八番地二　被相続人　亡　浅沼巳代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

山梨県甲府市中央一―七―一〇　内外ビル二階　小野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山新吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字島内一六六番地、最後の住所長野県松本市大字松原七八番地一

被相続人　亡　丸山　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

長野県松本市大字島立七九六番地一

相続財産管理人　司法書士　髙山　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市奥町字南目草五〇番地一、最後の住所愛知県一宮市平和一丁目八番二五号

被相続人　亡　加藤　又敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

愛知県稲沢市国府宮二丁目五番五号ミツイ開発ビル三階

相続財産管理人　大宮　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市伊香立北在地町四一八番地、最後の住所滋賀県大津市伊香立北在地町四一八番地　被相続人　亡　田中　良藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

事務所滋賀県大津市中央三丁目二番一号セザール大津森田ビル五階Ｃヤマギワ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山極　良太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市美馬町字宮前四八番地二、最後の住所大阪市西成区千本北一丁目一八番一九号香ハウス二号

被相続人　亡　山口　吉雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル七階

相続財産管理人　弁護士　三浦　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区島之内二丁目五八番地、最後の住所大阪市中央区島之内二丁目一番六号　被相続人　亡　下田　耕治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　弁護士　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡野迫川村大字池津川四三番地、最後の住所大阪府堺市黒土町一〇三番地の一三　被相続人　亡　林　滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県揖保郡太子町福地七〇〇番地、最後の住所兵庫県姫路市西庄甲一三二番地一西庄第二鉄筋二号棟三〇一号室

被相続人　亡　松田　譲次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

兵庫県姫路市三左衛門堀西の町一三三番地

相続財産管理人　中野　二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県佐用郡佐用町安川六一四番地五、最後の住所兵庫県佐用郡佐用町安川六一四番地五

被相続人　亡　井関　寛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

兵庫県姫路市北条宮の町三八五番地　永井ビル二階　相続財産管理人　田村　貴司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市吉田町沖村甲五五二番地、最後の住所愛媛県宇和島市保田甲七九八番地寿楽荘養護老人ホーム

被相続人　亡　二宮　長教

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

愛媛県宇和島市保手五丁目一七番九号

相続財産管理人　司法書士　松澤　怜

第56期決算公告

平成29年5月12日

新潟県新潟市東区逢谷内居前454番地1

創伸建設株式会社

代表取締役　後藤　信一

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,398,800	流動負債	283,699
固定資産	632,593	固定負債	224,092
		退職給付引当金	21,868
		役員退職慰労引当金	4,062
		株主資本	1,513,145
		資本金	92,000
		利益剰余金	1,421,145
		利益準備金	23,000
		その他利益剰余金	1,398,145
		（うち当期純利益）	(55,413)
		評価・換算差額等	10,457
資産合計	2,031,393	負債・純資産合計	2,031,393